

個 別 注 記 表

株式会社 ドウデン

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1.資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式及びその他有価証券で市場価額のないものは、移動平均法による原価法によっております。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

1-2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

・平成19年4月1日以降取得資産

法人税法に定める「定率法」を採用しております。
(ただし、建物は法人税法に定める定額法を採用しております。)

・平成19年3月31日以前取得資産

法人税法に定める「旧定率法」を採用しております。
(ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物は法人税法に定める旧定額法を採用しております。)

(2)無形固定資産

定額法

1-3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2)完成工事補償引当金

完成工事にかかわる責任補償費用の支出に備えるため、所要額を計上しております。

(3)損害補償損失引当金

営業活動及び工事等に起因する訴訟等の損害補償の支出に備えるため、所要額を計上しております。なお、貸借対照表への表示は、完成工事補償引当金に合算しております。

(4)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌期支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(5)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(6)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

1-4.重要な会計方針の適用

(リース取引に関する会計基準の適用)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前の既存リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始以降の新規リース取引は、行っておりません。

(棚卸資産の評価)

当会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成20年9月26日改正)を適用しております。なお、この変更による当会計期間の損益への影響はありません。

2.貸借対照表に関する注記

2-1.担保に供している資産及び担保に係る債権

(単位:千円)

| 担保に供している資産 | | | 担保に係る債務 | |
|------------|---------|-----------|---------|---------|
| 種 類 | 期末帳簿価額 | 担保権の種類 | 内 容 | 期 末 残 高 |
| 土 地 | 199,946 | 根抵当権(極度額) | 長期借入金 | 37,500 |
| 計 | 199,946 | | 計 | 37,500 |

2-2.資産に係る減価償却累計額 364,887 千円

2-3.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|--------------|
| 短期金銭債権 | 1,569,301 千円 |
| 短期金銭債務 | 226,140 千円 |
| 長期金銭債務 | 9,800 千円 |

3.税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、賞与引当金、退職給付引当金及び役員退職慰労引当金の繰入限度超過額によるものです。

4.一株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|--------------|
| 一株当たり純資産額 | 999,130円 04銭 |
| 一株当たり当期純利益 | 63,427円 74銭 |

5.当期純損益金額

| | |
|-------|-----------|
| 当期純利益 | 88,798 千円 |
|-------|-----------|

6.その他の注記

貸借対照表及び個別注記表に記載されている金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。